

令和4年12月1日

事業者 各位

独立行政法人国際観光振興機構

契約手続き等における押印の見直しについて

標記について、下記のとおり運用を開始するのでお知らせします。

記

1 押印を省略できる書類

- (1) 見積書
- (2) 請書
- (3) 請求書
- (4) その他契約手続きにおいて提出いただく書類

2 押印省略時の措置

押印を省略する場合は、次の事項を当該書類に記載してください。

- (1) 本件責任者の所属及び氏名
- (2) 担当者の所属及び氏名
- (3) 連絡先電話番号（2以上）

※必要に応じ、機構から確認の連絡をさせていただきます。

3 本件の取扱開始日

本取扱いは、令和4年12月1日以降の契約・請求手続きより適用します。

4 その他

ご不明な点等については、下記連絡先までお問い合わせください。

独立行政法人国際観光振興機構

総務部財務グループ

電話 03-5369-3341

FAX:03-3350-5200